

欠損金の繰越控除制度の改正

(担当：佐々木 亮)

平成 23 年 12 月 2 日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、繰越欠損金の控除限度額・控除期間について改正がありましたので、ご紹介いたします。

1. 控除限度額の制限

(1) 内容

青色欠損金及び災害損失金の控除限度額が各事業年度の繰越控除前の所得金額の 80% まで となります。

つまり、所得が発生した事業年度は繰越欠損金の金額にかかわらず所得の最低 2 割部分につき納税が発生することになります。

(2) 対象法人

中小法人等以外の法人が対象となります。(中小法人等については従来通りの取扱いとなります。)

※中小法人等とは…

- ① 資本金の額若しくは出資金額が 1 億円以下であるもの（資本金の額が 5 億円以上の大会社の 100% 子会社を除きます。）
又は資本若しくは出資を有しない法人（相互会社を除きます）
- ② 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等

(3) 適用開始時期

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、すなわち、平成 25 年 3 月決算の会社から適用されます。

(例)

青色繰越欠損金 1億円					
青色繰越欠損金控除限度額					
現行	<table border="1"><tr><td>欠損金控除前所得 8,000万円</td></tr><tr><td>損金算入額 8,000万円</td></tr><tr><td>翌期以降繰越 2,000万円</td></tr><tr><td>欠損金控除後の課税所得はゼロ</td></tr></table>	欠損金控除前所得 8,000万円	損金算入額 8,000万円	翌期以降繰越 2,000万円	欠損金控除後の課税所得はゼロ
欠損金控除前所得 8,000万円					
損金算入額 8,000万円					
翌期以降繰越 2,000万円					
欠損金控除後の課税所得はゼロ					
改正後	<table border="1"><tr><td>欠損金控除前所得 8,000万円</td></tr><tr><td>損金算入額 6,400万円</td></tr><tr><td>翌期以降繰越 1,600万円</td></tr><tr><td>欠損金控除後の課税所得は1,600万円…納税あり</td></tr></table>	欠損金控除前所得 8,000万円	損金算入額 6,400万円	翌期以降繰越 1,600万円	欠損金控除後の課税所得は1,600万円…納税あり
欠損金控除前所得 8,000万円					
損金算入額 6,400万円					
翌期以降繰越 1,600万円					
欠損金控除後の課税所得は1,600万円…納税あり					

2. 繰越期間の延長

(1) 内容

青色欠損金及び災害欠損金の繰越控除制度における繰越期間が 9 年（現行 7 年）と なります（連結法人税についても同様）。

(2) 適用となる欠損金

平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

(3) 適用要件

欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が要件とされます。

したがって、欠損金が生じた事業年度については最大 9 年間帳簿書類の保存が必要となります。（通常は 7 年間）

※なお、会社法上の帳簿書類の保存期間は 10 年間となっています。

(4) 更正の請求期間等

繰越期間の延長に伴い、欠損金額について納税者による更正の請求及び税務署長による増額更正が可能な期間がそれぞれ 9 年に延長されました。

3. 地方税の取扱い

法人事業税については、上記 1.2.と同様の取扱いとなっています。

法人住民税については、法人税額が課税標準となることから、法人税において上記 1.の控除制限により法人税額が発生した場合、法人住民税の法人税割が課されることとなります。

4. 税効果会計への影響

税効果会計を適用している法人については、上記の改正に伴い、繰越欠損金の解消スケジュールに影響を及ぼすため、繰越欠損金にかかる繰延税金資産を計上している法人はその計上額が減少するケースが考えられますので注意が必要です。